

法定外公共物管理条例「別表第9条関係(新旧対照表)」

区分		単位	新料金	旧料金
物置、倉庫、小屋、橋梁その他これらに類する工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>120円</u>	<u>100円</u>
通路、階段、物置場その他これらに類するもので工作物を設置しないもの			<u>70円</u>	<u>60円</u>
柱類	第1種電柱	1本につき1年	<u>570円</u>	430円
	第2種電柱		<u>870円</u>	660円
	第3種電柱		<u>1,200円</u>	900円
	第1種電話柱		<u>510円</u>	390円
	第2種電話柱		<u>810円</u>	620円
	第3種電話柱		<u>1,100円</u>	850円
	その他の柱類		<u>51円</u>	39円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	<u>5円</u>	<u>4円</u>
地下に設ける電線その他の線類			<u>3円</u>	<u>2円</u>
広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,800円</u>	<u>1,900円</u>
管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>21円</u>	<u>16円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>30円</u>	<u>23円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>45円</u>	<u>35円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>61円</u>	<u>46円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>91円</u>	<u>70円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>120円</u>	<u>93円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>210円</u>	<u>160円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>300円</u>	<u>230円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>610円</u>	<u>460円</u>
水田、畑、桑畑、果実園、牧草地又は採草地		農業委員会が定めた小作料の標準額を基準として市長が定める額		
その他のもの		市長がその都度定める額		